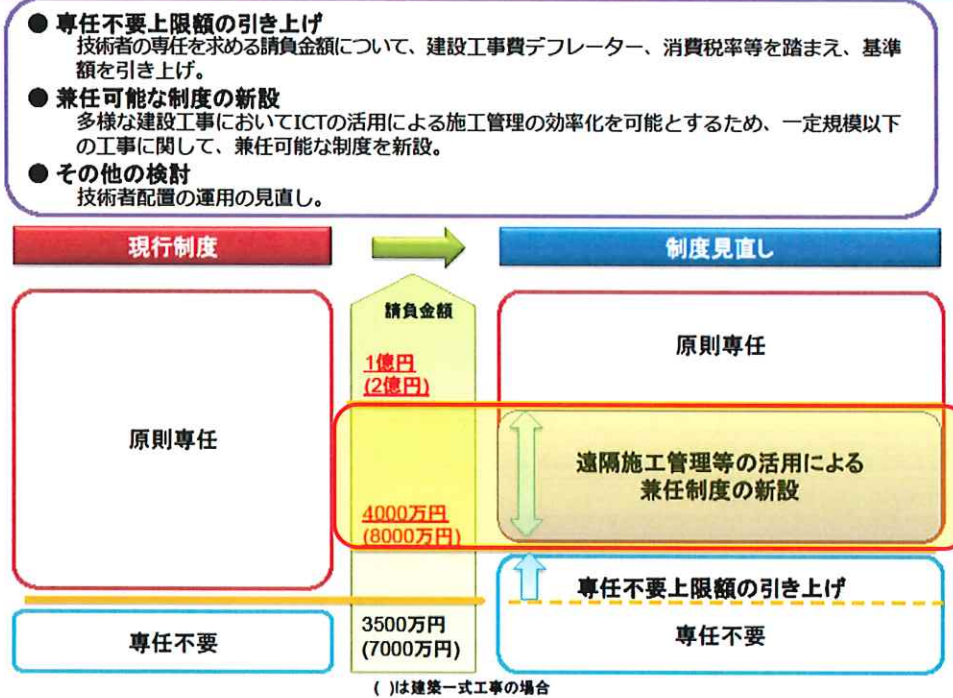


令和4年 4月25日 第4回適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)資料3

2-2. 監理技術者等の専任制度に関する見直し方針の概要



令和4年 4月25日 第4回適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)資料3

4-5. 監理技術者等が兼任可能な条件の方向性

- 工事現場について**
  - ・ 工事請負金額がいずれも1億円未満 (建築一式工事は2億円未満) の2現場を兼務すること。
  - ・ 監理技術者等と各現場との間に、現場の状況確認と意思疎通に必要なリアルタイムの音声・映像の送受信が可能な環境 (スマートフォン・web会議システム等で可) が整備されていること。
  - ・ 各現場が一日に巡回可能な範囲 (現場間を2時間程度で移動できる距離) に存在すること。
- 施工体制について**
  - ・ 連絡要員 (1年以上の実務経験を有する者) を配置すること。(専門工事業の場合は、各下請業者への連絡体制の確保により代替可能。)
  - ・ 当該建設業者からの下請次数が3次以内であること。
  - ・ 日々の施工体制がCCUS等※により遠隔から把握可能であること。  
※CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムであることが望ましい。
- 運用について**
  - ・ 兼任にあたっては、技術者の労働時間が過大とならないよう十分に留意※しつつ、施工管理の手段及び人員配置に関する計画書を作成、保存する。  
※兼務する工事の規模や難易度、類似性等を勘案し、兼任した場合の業務量等を十分検討

資料3、p17「6-3. 営業所専任技術者と監理技術者等を兼任可能な条件の方向性」においても「日々の施工体制がCCUS等により遠隔から把握可能であること。」を営業所専任技術者と現場技術者を兼任可能とする要件の一つとする案が示されている。

## (1) 施工体制に登録された事業者・技能者の情報

⇒元請で確認可能な機能

### ①【1-4】施工体制登録技能者一覧

当該現場に施工体制登録された技能者の「職種」「立場」「**社保加入**」「**資格保有**」情報

## (2) 施工体制登録技能者の就業履歴、出面内容確認、建退共積立情報

⇒元請・下請で相互確認が可能な機能

### ①【2-3】就業履歴（月別カレンダー）

技能者ごと日毎の就業履歴、就業内容（職種・立場・作業内容・有害物質取り扱い状況）、**建退共充当日数**

## (1) 元請で確認可能な機能

### ①【1-4】施工体制登録技能者一覧/当該現場に施工体制登録された技能者の「職種」、「立場」、「社保加入」、「資格保有」情報

510\_50\_施工体制登録情報から当該事業者IDをクリックすると登録されている技能者一覧が見られる

**能力評価に必要な就業内容（職種・立場・作業内容）**

**社会保険加入状況**

**作業に必要な資格保有状況**

技能者ID	技能者名	職種	立場	社会保険加入判定			作業内容に必要な資格保有状況						
				健康保険	年金保険	雇用保険	技能士	免許・資格	技能講習	特別講習	その他安全衛生講習		
2421		トンネル特務工・トンネル工 (特許作業員)		国民健康保険協会	厚生年金	0781	技能士	重所長建設機械 (総務用) 運転 (積体重量10kg以上)	コンクリート打設機 積体の作業装置の操作	技能講習 (労働安全衛生法第10条)			
1021		その他・専従担当者		国民健康保険協会	厚生年金	0771	中堅自動車	特殊化学物質等作業員 (低圧・高圧作業員)	電気設備工事 (低圧・高圧)				
2021		トンネル作業員・トンネル工 (普通作業員)		国民健康保険協会	厚生年金	0806	中堅自動車	小型圧入式クレーン 運転 (つり上げ積重10kg以上)	作業の簡便性 (ローラー) の運転				
4521		トンネル特務工・トンネル工 (特許作業員)		国民健康保険協会	厚生年金	0972	技能士	すい道等の掘削作業 積体の作業装置の操作	コンクリート打設機 積体の作業装置の操作				
0721		トンネル作業員・トンネル工 (普通作業員)		国民健康保険協会	厚生年金	0906	大型自動車	フォークリフト運転 (積体重量10kg以上)	特殊仕込機作業	技能講習 (労働安全衛生法第10条)			
3021		トンネル特務工・トンネル工 (特許作業員)		国民健康保険協会	厚生年金	0907	技能士	重所長建設機械 (総務用) 運転 (積体重量10kg以上)	すい道等の掘削・運送・掘削等の作業				
2021		トンネル作業員・トンネル工 (普通作業員)		国民健康保険協会	厚生年金	0453	大型二種	高所作業車運転 (作業場の高さ16m以上)	特殊仕込機作業	技能講習 (労働安全衛生法第10条)			
0721		深掘工・深掘工		国民健康保険協会	厚生年金	0304	技能士	ガス溶接技能講習	アーク溶接	技能講習 (労働安全衛生法第10条)			
0621		その他 (管理)・現場監督 (土木)	監督	国民健康保険協会	厚生年金	0403	専従火災防犯役員	すい道等の掘削作業 積体の作業装置の操作	アーク溶接				
0921		トンネル作業員・トンネル工 (普通作業員)		国民健康保険協会	厚生年金	0419	専従火災防犯役員	高所作業車運転 (作業場の高さ10kg以上)	すい道等の掘削・運送・掘削等の作業				
0721		その他 (管理)・現場監督 (土木)	主任技術者 現場代理人	国民健康保険協会	厚生年金	0119	専従火災防犯役員	すい道等の掘削作業 積体の作業装置の操作	コンクリート打設機 積体の作業装置の操作				



## (2) 元請・下請で相互確認が可能な機能 ; 就業履歴



① [2-3]就業履歴 (月別カレンダー) /技能者ごと、日毎の就業履歴、就業内容 (職種・立場・作業内容・有害物質取り扱い状況)、建退共充当日数

510\_60\_自社に関する現場・就業履歴の就業履歴 (月別カレンダー) から当該技能者IDをクリックすると当該技能者個人の当月蓄積された就業履歴が日毎で見られる

能力評価に必要な  
就業内容 (職種・立場・作業内容)

建退共  
加入状況

就業日	元請事業者		現場情報		就業内容 (職種・立場・作業内容)	建退共加入状況	
	事業所ID	事業所名	事業所ID	事業所名		加入状況	加入状況
2022.05.02							
2022.05.03							
2022.05.04							
2022.05.05							
2022.05.06							
2022.05.07							
2022.05.08							
2022.05.09							
2022.05.10							
2022.05.11							
2022.05.12							
2022.05.13							
2022.05.14							
2022.05.15							
2022.05.16							
2022.05.17							
2022.05.18							
2022.05.19							
2022.05.20							
2022.05.21							
2022.05.22							
2022.05.23							
2022.05.24							

就業日数計

項目	計上	所定数
出勤日数	1	1
作業日数	1	1
作業日数	1	1



## \*現場管理 (社保加入、安全書類等) の効率化



### 施工体制台帳 (出力できる者 : 元請事業者、当該下請事業者)

施工体制台帳

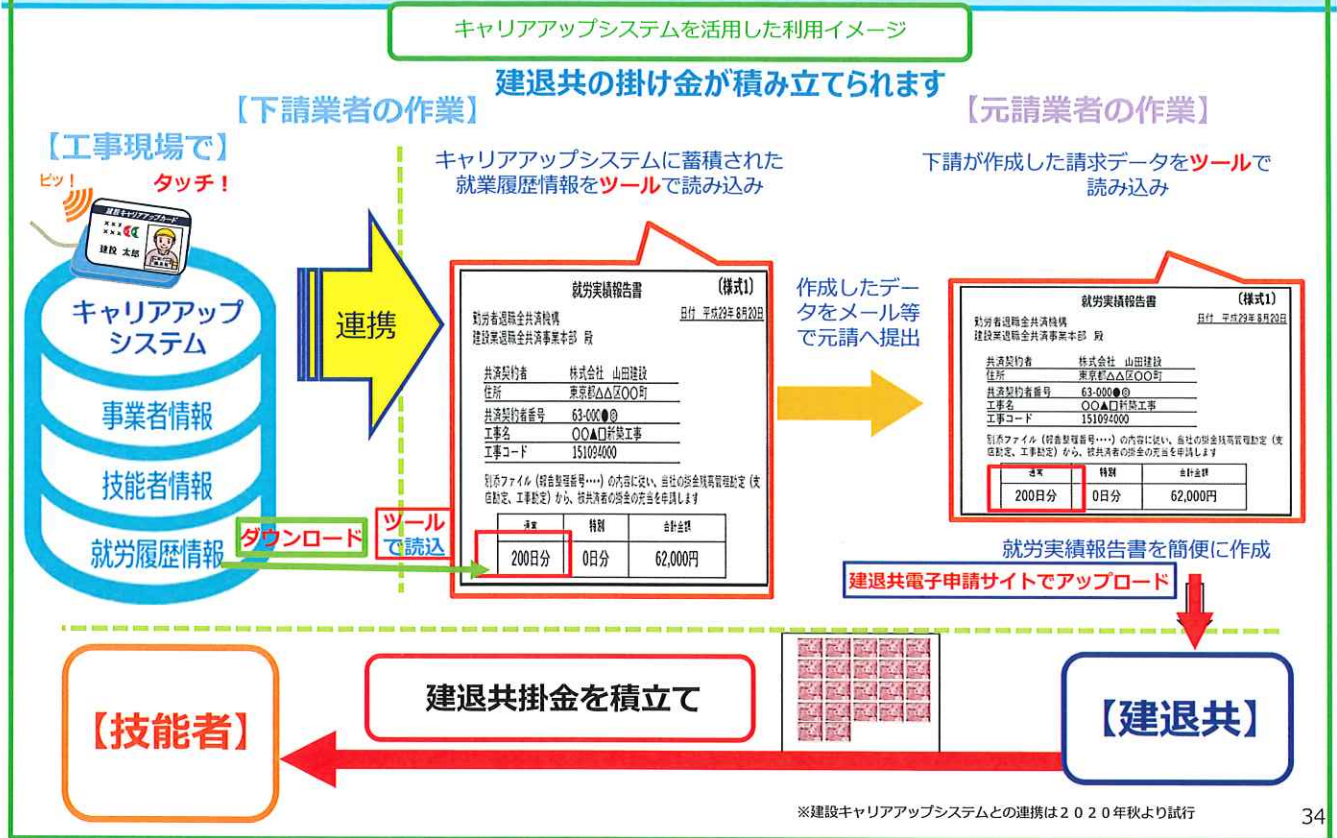
《下請自入に関する事項》

CCUSの登録上で入力が必要であり、自動反映される項目

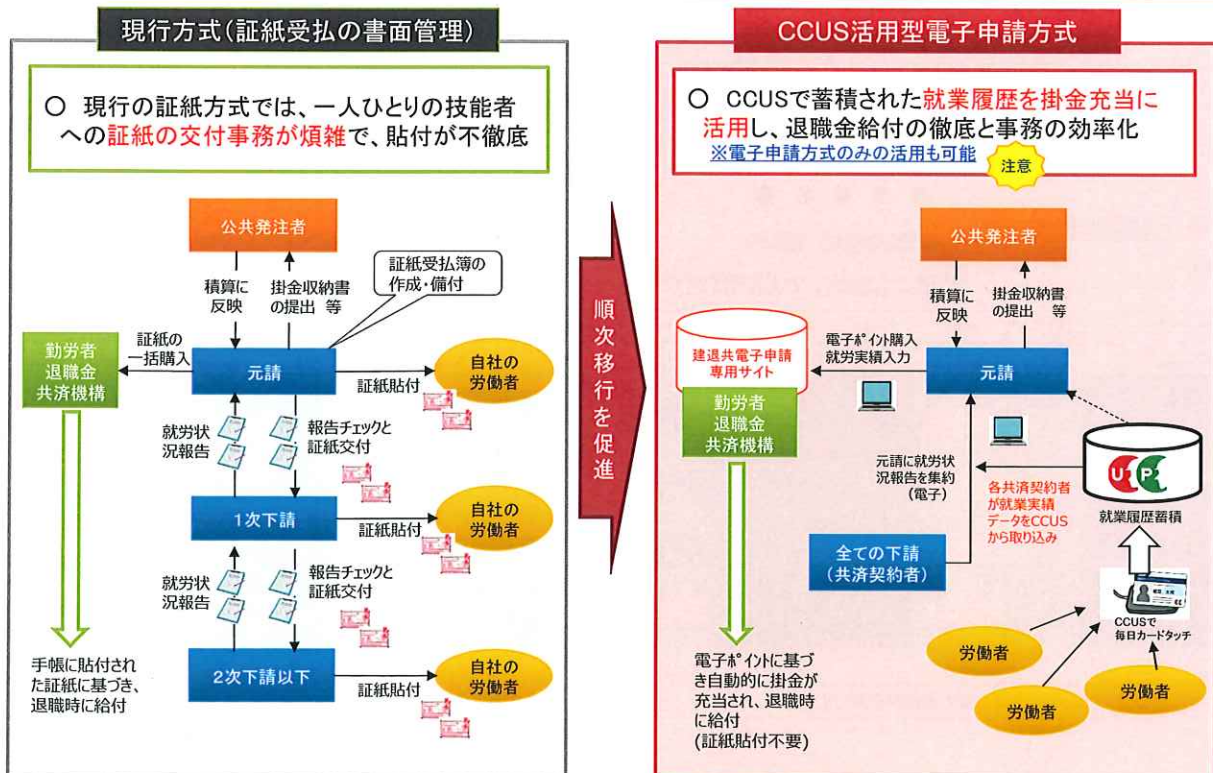
CCUSの登録上で入力が任意であり、入力されている場合に自動反映される項目

◎システムへの施工体制の登録が必要です。





- 建退共の電子申請方式の導入に伴い、公共工事における適正履行と一体でCCUS活用を促進  
※なお、令和4年度目途に、電子申請方式におけるCCUSデータの活用を元請や1次下請自ら直接行うことが可能となるシステム改訂を予定



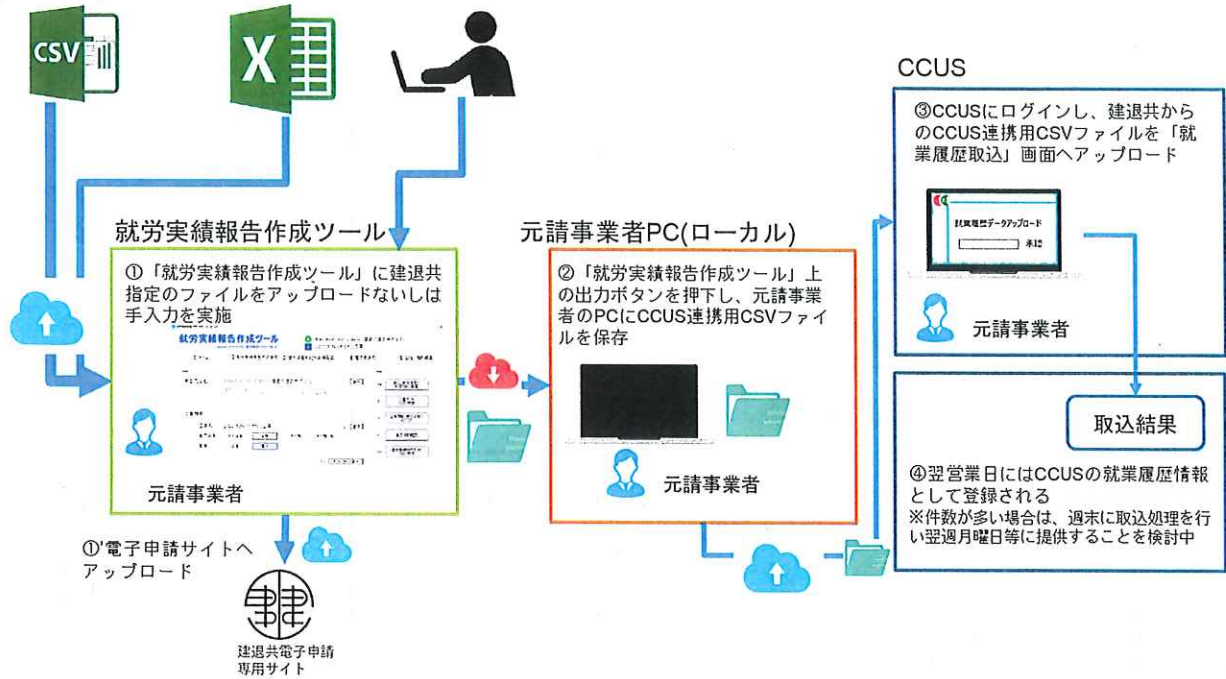
**UP** \*参考:建退共電子申請化とCCUSとの連携(R方式)

R方式

※事前に建退共「就労実績報告作成ツール」及びCCUSに現場契約情報を登録する必要があります

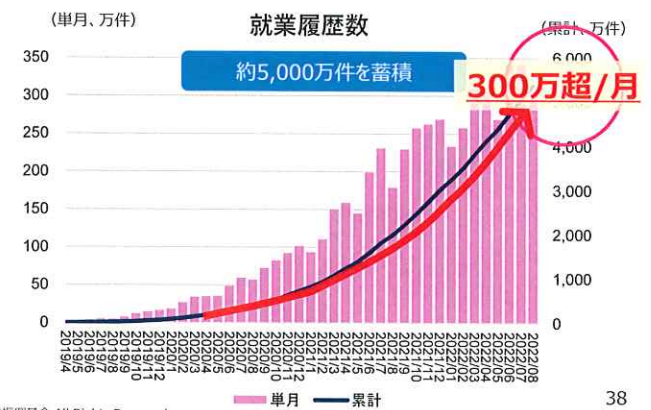
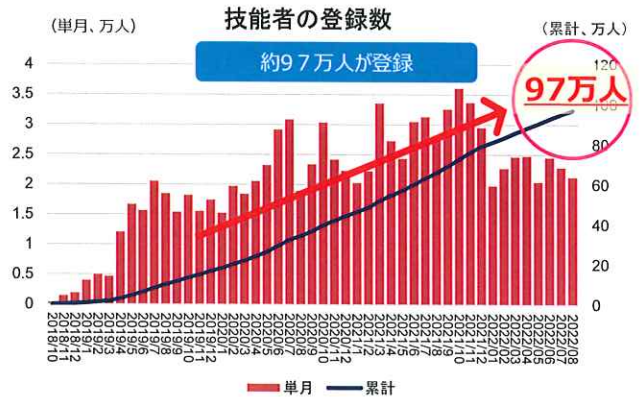
※立場(職長・班長等)情報につきましては、建退共「就労実績報告作成ツール」より設定が必要です

連携用CSVファイル  
(独自様式)      Excel5号様式      手入力



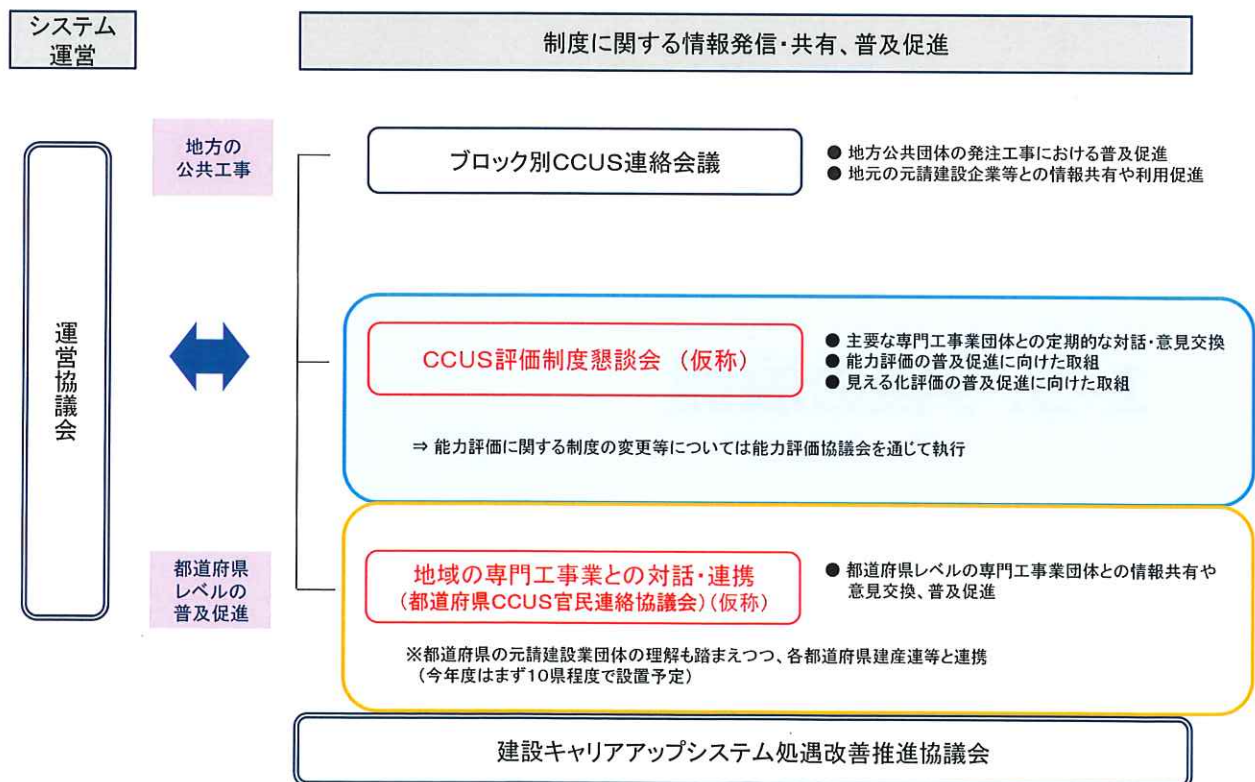
# 1-5.今後の展開

- **技能者は約97万人が登録済**  
(技能者の概ね3人に1人が利用する水準に。)
- **事業者(一人親方除く)は約13万社が登録済**  
(工事实績のある許可事業者の3分の1相当に。)
- **一人親方は約6万者が登録済**  
(一人親方は、技能者の登録数に含まれる。)
- **現場での利用数※は逡増傾向**  
(※就業履歴数。直近では月300万件超で推移。)



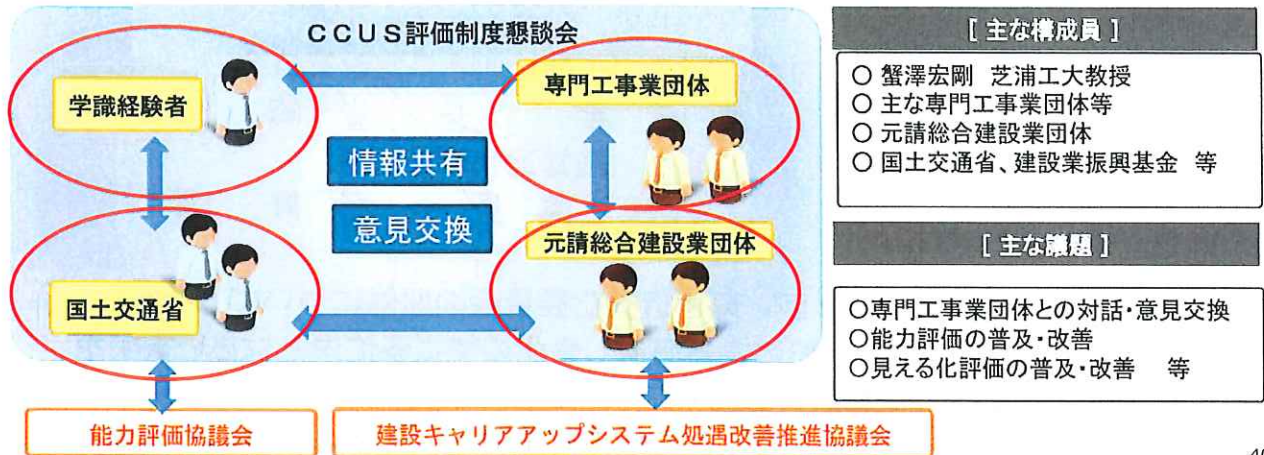
建設業振興基金 All Rights Reserved.

## \*参考：CCUSの推進体制について



※建設業4団体のほか、能力評価実施団体や民間発注者等を含め建設業界全体として推進する体制

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)については、平成31年4月から運用が開始され、技能者登録は76万人、事業者登録も15万事業者と着実に利用が進んでいる。
- 建設技能者に対するアンケートにおいては、技能者の技能・経験が客観的に証明・評価されることや、それに応じた処遇について期待する声が寄せられている。
- 今後はCCUSの現場利用を、建設技能者の能力評価や専門工事企業の施工能力等の見える化、そして処遇改善につなげることが重要であり、これらの担い手である専門工事業団体を中心に、関係者と情報共有や意見交換を行い、制度の普及や必要な改善につなげることが必要。

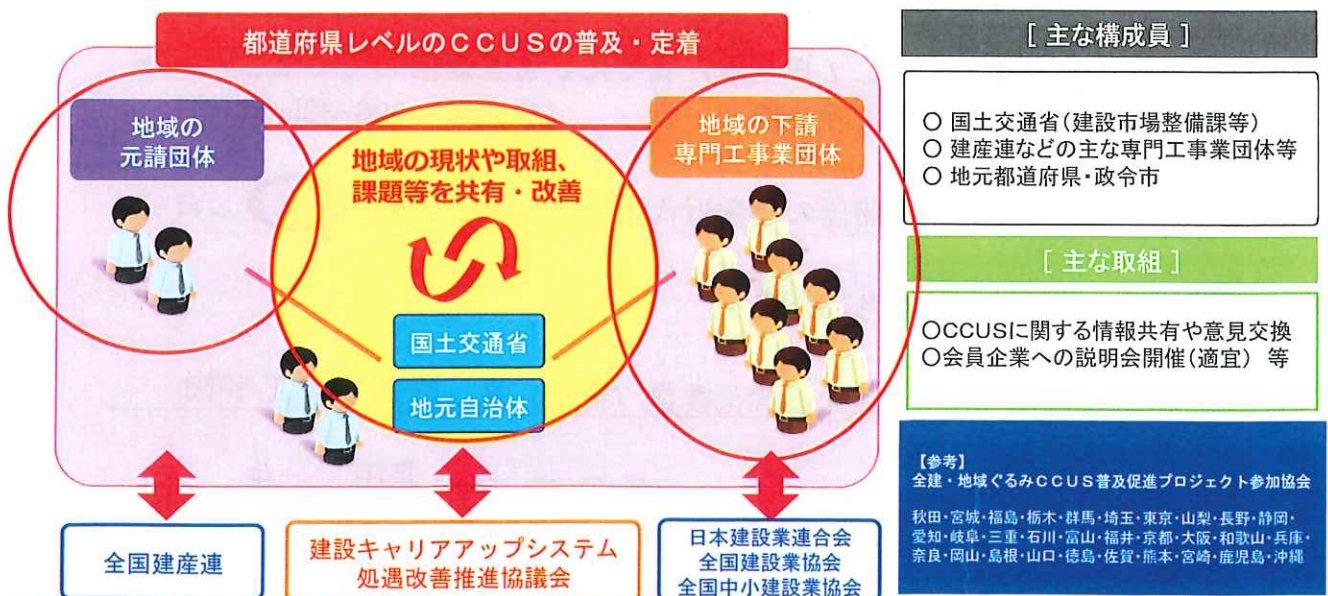


40

『都道府県CCUS官民連絡協議会』（地域レベルの下請専門工事業との対話・普及促進） 国土交通省

\*参考

- CCUSの普及・定着を図る観点からは、地域の実情を踏まえながら、都道府県ごとに元請企業や下請専門工事業との連携と意見交換等を通じた取組の促進が重要
- このため、地元業界の理解のある都道府県を中心に、都道府県建産連などと連携し、各都道府県の元請企業や下請専門工事業との対話・意見交換等のネットワークづくりを進める ※令和3年度まずは約10都道府県の設置を目指す



【担当】 国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室／建設キャリアアップシステム推進室

41



**\*参考 令和4年度 建設事業主等に対する助成金(建設キャリアアップシステム(CCUS)関連)**

- 建設事業主団体が構成員に対し下記のCCUSの普及促進に資する事業を実施した場合に係る経費を助成
  - 事業者登録料、技能者登録料、レベル判定手数料、見える化評価手数料等の補助
  - 事業者登録、技能者登録又は見える化評価に関する申請手続きの支援(相談、情報提供等を含む)
  - カードリーダー等の導入に関する支援
- 建設事業主団体がCCUSに関する研修会・講習会の開催など評価・処遇制度の普及等に関する事業を実施した場合に係る経費を助成
- 建設事業主がCCUS技能者登録者に技能実習を受講させた場合の賃金助成の単価を割増して助成(時限措置を令和4年度も延長)

1 人材確保等支援助成金 (建設キャリアアップシステム等普及促進コース)	2 人材確保等支援助成金 (若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース)	3 人材開発支援助成金 (建設労働者技能実習コース)
<b>1 助成対象者</b> 建設事業主団体(※1) <b>2 対象となる事業</b> ① <b>CCUS等登録促進事業</b> 建設事業主団体が、中小構成員等(※3)に対し、事業者登録料(※)や技能者登録料、見える化手数料を補助する事業(※)原則、技能者登録と一体の場合に限る。 ② <b>CCUS登録手続き支援事業</b> 建設事業主団体が、中小構成員等を対象に事業者登録や技能者登録、レベル判定、見える化評価の申請手続きに関する支援を実施する事業 ③ <b>CCUS就業履歴蓄積促進事業</b> 建設事業主団体が、中小構成員等を対象に建設現場で就業履歴を蓄積するカードリーダーなどの各種機器や専用アプリなどのソフトウェア等の導入について支援を行う事業 <b>3 助成額</b> 建設事業主団体が負担した経費×助成率 <b>4 助成率</b> 中小建設事業主団体(※2) 2/3 上記以外の建設事業主団体 1/2 <b>5 上限額</b> 上記①～③の合計し、団体の規模に応じ3000～1000万円の上限有り ※ 令和4年度創設	<b>1 助成対象者</b> 建設事業主団体(※1) <b>2 対象となる事業</b> CCUSの普及を目的とした研修会・講習会の開催など建設労働者の評価・処遇制度の普及等に関する事業 <b>3 助成額</b> 建設事業主団体が負担した経費×助成率 <b>4 助成率</b> 中小建設事業主団体(※2) 2/3 上記以外の建設事業主団体 1/2 <b>6 上限額</b> 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コースにおける他の事業も合計し、団体の規模に応じ3000～1000万円の上限有り ※ 令和元年度創設	<b>1 助成対象者</b> 中小建設事業主 <b>2 対象となる技能実習</b> ○安衛法による教習及び技能講習、特別教育 ○能開法による技能検定試験のための事前講習 ○建設業則による登録基幹技能者講習 ○教育訓練給付金の対象となる技術検定に関する講習 等 <b>3 賃金助成額単価</b> ① 労働者数20人以下の中小建設事業主 【通常】8,550円/人日 【CCUS登録者】9,405円/人日(1.1倍) ② 労働者数21人以上の中小建設事業主 【通常】7,600円/人日 【CCUS登録者】8,360円/人日(1.1倍) ※ 令和元年度創設 ※ 令和2年度単価改訂・時限措置延長 ※ 令和3年度時限措置延長 ※ 令和4年度時限措置延長
※1 建設事業主団体 : 構成員のうち建設事業主の割合が50%以上かつ構成員である建設事業主のうち雇用保険の保険関係が成立している事業に関する建設事業主の割合が50%以上の団体 ※2 中小建設事業主団体 : 建設事業主団体であって、その構成員である建設事業主のうち占める中小建設事業主の割合が2/3以上の団体 ※3 中小構成員等 : 建設事業主団体の構成員である中小建設事業主及び一人親方のほか、当該構成員と元下関係になるなど直接関係のある中小建設事業主及び一人親方		

**「建設事業主団体向け」(令和4年4月導入予定)**

**人材確保等支援助成金 建設キャリアアップシステム等普及促進コース(仮称) 概要**

\*参考

**趣旨**

建設労働者の入職促進及び処遇改善を図るため、建設キャリアアップシステム(CCUS)や建設技能者の能力評価制度、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度を普及促進する事業を人材確保等支援助成金に新たなコースとして創設。

**助成対象者**

建設事業主団体(次の要件を全て満たす団体:任意団体可)

- 構成員の数が10以上であって、当該構成員が常時雇用する労働者の総数が50人以上であること
- 構成員のうち占める建設事業主の割合が50%以上であること
- 構成員である建設事業主のうち占める雇用保険に加入している建設事業主が50%以上のものであること
- 代表者が置かれている団体であって、団体に関する規約・規則等を有し、会計経理の独立性が担保されているなど、財務及び活動の状況等からみて、事業を的確に遂行できると認められる団体であること

※ 助成金の活用にあたっては、**事業推進委員会を設置し**、同委員会において、最大1年間の**事業年間計画を策定の上**、実施した取組に対する**効果検証を行う**ことが必要。

建設事業主団体 (構成員10以上、常時雇用労働者50人以上)	
建設事業主 (建設労働者を「雇用」し「建設業」を営む者) 50%以上	建設事業主以外 (一人親方等) 50%以下
雇用保険加入の建設事業主 25%以上	雇用保険未加入の建設事業主 25%以下

**助成額**

中小建設事業主団体:対象経費の2/3  
 上記以外の団体 :対象経費の1/2  
 ※中小建設事業主団体  
 構成員のうち中小建設事業主(資本金3億円以下又は労働者数300人以下)の割合が2/3以上の団体

**支給上限額**

1 団体につき1事業年度(4/1～3/31)の上限額  
 全国団体:3,000万円 都道府県団体:2,000万円 地域団体:1,000万円

**対象事業及び対象経費**

メニュー名	事業内容	対象経費	助成期間
1 CCUS等登録促進事業	建設事業主団体が、中小構成員等(注)に対し、事業者登録料、技能者登録料、レベル判定手数料、見える化評価手数料の <b>全部又は一部を補助する事業</b>	・事業者登録料(※1)・技能者登録料、レベル判定手数料、見える化評価手数料(※2)について <b>中小構成員等に対し補助した額</b> ※1 事業者登録料については、原則として、技能者登録と一体で登録を行った場合に限り対象 ※2 見える化手数料は5万円が上限	補助の対象とする中小構成員等が異なれば複数年可 <b>(1事業主につき1回)</b>
2 CCUS等登録手続き支援事業	建設事業主団体が、中小構成員等(注)を対象にCCUSの事業者登録、技能者登録、レベル判定、見える化評価の <b>申請手続きを支援する事業</b>	・申請手続等を専任するアルバイト等の人件費、印刷製本費、消耗品費など ※一部費用に上限額あり。 ・申請手続等を行政書士等の <b>外部機関へ委託</b> する場合の委託費	各建設事業主団体につき <b>1回限り(最長1年間)</b>
3 就業履歴蓄積促進事業	建設事業主団体が、中小構成員等(注)における <b>カードリーダーなどの各種機器やアプリなどのソフトウェア等の導入を促進する事業</b>	・カードリーダーなどの各種機器の <b>購入費・リース料</b> 、アプリなどソフトウェア等の導入に係る <b>契約費用(初期費用・月額利用料等)</b> 、 <b>機器設置費用、説明会開催費用</b> など ※各費用に上限額あり。ランニング費用は事業計画期間内(最大1年間) ・上記費用について <b>中小構成員等に対し補助した額</b>	貸出・補助の対象とする構成員が異なれば複数年可 <b>(1事業主につき1回)</b>

(注)中小構成員等:構成員である中小建設事業主及び一人親方のほか、当該構成員と元下関係にあるなど直接関係のある中小建設事業主及び一人親方をいう。

### 事業推進委員会の設置→計画届の作成

■助成金を活用するには、事業推進委員会を設置し、同委員会で「計画届」を作成することが必要となる。

### 計画届の提出（事業開始 2 W前まで）

■事業実施しようとする日の2週間前までに「計画届」を、管轄する労働局に提出する。  
■計画届には、事業目標を記載した「事業目標・効果検証報告書」を添付する。



### 計画変更届の提出 (変更事業の実施の7日前まで)

■下記事項を変更する場合、変更事項を実施する原則7日前までに「変更届」を、管轄する労働局に提出する。

- ・事業を新たに追加
- ・所要費用の増額に伴い、届け出た所要費用見込額の総額を超える場合
- ・事業推進員に変更がある場合

事業終了月	提出期間
4月、5月、6月	7月1日から8月末日まで
7月、8月、9月	10月1日から11月末日まで
10月、11月、12月	翌年の1月1日から2月末日まで
1月、2月、3月	3月1日から5月末日まで

### 検証結果報告書（事業推進委員会）

■報告書の作成は、事業が終了した日の属する月と、対応する提出期間にあわせて、「支給申請書」を、管轄する労働局に提出する。

### 支給申請書の提出

■事業終了後、事業推進委員会において、効果検証を行い、原則、支給申請書と同時に「事業目標・効果検証報告書」を、管轄する労働局に提出する。

■効果検証の結果が助成金の支給可否や助成額に影響を与えるものではない。

### 助成金の支給

助成金の手続は、都道府県労働局に対し行うことになりますが、本コースの活用を検討する場合におきましては、具体的な手続方法などをサポートしますので、次の連絡先にご相談ください。

【連絡先】 厚生労働省職業安定局建設・港湾対策室 建設労働係 TEL：03-5253-1111（内線5804）



## \*参考：「建設人材育成優良企業表彰」の概要

### 表彰の対象

- 建設業の中長期的な担い手の確保・育成に向け、CCUSの活用をはじめとして、特に若年建設人材の確保・育成に関して、顕著な功績を上げた企業、団体に対して、国土交通大臣等が表彰を行う。
  - ① 以下のような「建設工事の担い手の育成及び確保」に向けた優良な事業・活動を行う企業
    - ・CCUSの活用など、技能や経験に応じて給与を引き上げる企業
    - ・適正な下請代金による請負契約の締結を推進する企業（CCUSの活用などによる労務費、見積尊重や優良職手当支給）等
    - ・キャリアパスに基づいた計画的な人材育成（CCUSのレベルアップなど）を行う企業
    - ・女性の定着促進を図る企業
  - ② 上記①のような企業による優良な事業・活動を支援する企業や団体
- 本表彰は中長期的な担い手の確保・育成に向けた取組みを懸賞するものであることから、CCUS利用企業（それを支援する企業や団体を含む）を前提条件とする。

### 実施体制等

- 「建設産業人材確保・育成推進協議会」に選考委員会を設け、協議会構成団体傘下企業を対象に、広く自薦他薦により表彰を行う。
  - 国土交通大臣賞 1～3程度 国土交通省において伝達
  - 不動産・建設経済局長賞 1～3程度 各 地方整備局において伝達
  - 優秀賞 全国で15～30程度 各 地方整備局において伝達



## ● 総括表の根拠となる資料について

事業者登録率

全業者出面表  
(安全日誌等1枚)

CCUS登録済み事業者

CCUS未登録事業者

	27	28	29	30	31	1	4	5	6
A社	5	6	8	1	10	10	2	5	5
B工直	3	3	3	3		4	3	2	3
C工直	10	10	12	9		2	10	12	10
D社	6	5	6	5		5	4	5	5
E社	2	2	2	2		0	2	2	2
F建設	6	3	6	6		6	6	3	3

計測日に入場した全ての業者ごとの出面が記載されたもので、CCUS登録済みと未登録とに分けて集計する

技能者登録率

業者ごと出面表  
(業者の数分)

CCUS登録済み技能者

CCUS未登録技能者

A社	27	28	29	30	31	1	4	5	6
●●●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
▼▼▼	○	○	○	○	○	○	○	○	○
●●●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
▲▲▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○
▼▼▼	○	○	○	○	○	○	○	○	○

計測日に入場した各業者ごとの出面が記載されたもので、CCUS登録済み事業者については、登録済み技能者と未登録技能者とに分けて集計する

カードタッチ率

CCUS就業履歴  
(登録済み事業者)

CCUS登録済み事業者

48

# モデル工事受注企業対象:現場運用実践会

一般財団法人  
建設業振興基金

## ● 20220909：茨城県建設業協会太田支部：モデル工事受注者にフォーカスした現場運用実践会

午前中協会支部会員対象の説明会で、「使いづらいが人を育てる仕組みとしてやらざるを得ない・・・」と講演された茨城県担当者が参加され、「これまでCCUSに抱いていた悪いイメージが払拭された。今後、こうした実践会をモデル工事を受注した企業や県の現場担当者を加える形で開催していきたい」との評価。他府県でも同様に食わず嫌い、現実を見ずに評価されていると痛感。モデル工事を試行する都道府県市町村にフォーカスして、今後の普及活動の新しいメニューとして展開していく。

モデル工事受注企業  
現場担当者

茨城県土木部  
ご担当者

### モデル工事推進ロードマップ

● 目的：モデル工事参加者がCCUSの本質を理解し、適正な運用状況を共有し、適切な評価が実現され、意欲のあるモデル工事となることで普及促進を図る

打ち合わせ・打ち合わせ後、申請書類の作成・提出、現場確認・サポート、対応先の方針の共有

現場確認  
事前打ち合わせ  
申請書類の作成・提出  
申請書類の審査  
申請書の提出  
申請書の受理  
申請書の審査  
申請書の受理  
申請書の審査  
申請書の受理

現場サポート・情報交換会  
現場確認  
事前打ち合わせ  
申請書類の作成・提出  
申請書類の審査  
申請書の提出  
申請書の受理  
申請書の審査  
申請書の受理

当日のメニュー

- 受注したモデル工事の現場登録
- 現場に入場する下請の施工体制登録・技能者登録
- カードリーダーを接続しカードタッチ

この流れをコンパクトにまとめたイメージ

- # モデル工事受注企業対象
- # 受注した工事を対象に現場運用の具体的な手順を実践
- # モデル工事試行自治体発注部局も参加

49

- ・ CCUSの登録申請や現場運用の手順について、参加者一人ひとりがパソコンを操作しながら実技修得していく説明会や、サポートを受けながら実際に自社のCCUSの登録申請を行う登録会を展開

概要説明で本質を理解したうえで、事業者・技能者申請に必要な書類を事前にやり取りして準備し、自ら登録実践し習得、現場登録後、能力評価に有効な就業履歴を蓄積するために、施工体制登録、施工体制技能者登録方法を実機操作して習得。

概要理解(背景・目的・メリット・事例)	申請登録(事業者・技能者)	現場運用(現場・施工体制登録)
もはや通り一遍の説明を聞くだけの説明会ではなく、モデル工事でどう実践運用していくのか、自らパソコンを持ち込んで出来るようになるまでやる。協会の強い意気込みが感じられた(沖縄、参加者; 元請52社)	説明を聞いただけではわからない。自社や職人の必要書類を事前にやり取りしてチェック、事業者、技能者登録会で、実際に操作して申請まで行った(群馬、参加者; 元下計13名)	ひと通りの運用方法は理解していて、有効な就業履歴を蓄積するための具体操作、安全帳票の有効な活用方法など、さらに踏み込んだ実践習得会(静岡、参加者; 元下計18名)

事業者登録・現場運用方法実践習得会(沖縄)



技能者申請実践登録会(群馬)



現場運用方法実践習得会(静岡)

- ・ 2020年9月よりZoomを活用したWeb説明会「CCUSサテライト説明会」を開催。開催件数:2,194件、参加者数:延べ5,572名(9月30日現在)。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の防止を図るため、Zoomに接続した会場や自席のPCから、CCUSの登録・現場運用に関する説明が受けられる仕組みであり、HPから申込みフォームをダウンロードして申し込みが可能。
- ・ 説明終了後、参加者からの質疑応答の時間も設けており、電話での問合せ窓口 に代わって、ユーザーからの質問や相談等を受け付けている。



CCUS事業本部



サテライト会場

